

野外教育事業所ワンパク大学の事業再開における 新型コロナウイルス対応ガイドライン（第1版）

2020年6月3日

1、本ガイドラインについて

公益社団法人日本環境教育フォーラム、NPO 法人自然体験活動推進協議会及び一般社団法人日本アウトドアネットワークが作成した自然体験活動・自然教育・野外教育・環境教育を実施している事業体における新型コロナウイルス対応ガイドラインを参考に、当団体が全国の緊急事態宣言が解除後に、事業再開のために作成したものである。

なお、本ガイドラインは、最新の新型コロナウイルスの予防に係る専門家の知見、利用者の要望、利用施設等の受入体制等を踏まえて、必要に応じて見直すこととする。

2、感染防止のための基本的な考え方

- (1) 専門家会議の提言を踏まえて発表された「新しい生活様式」を参考にし、感染防止の3つの基本である ①身体的距離の確保 ②マスクの着用 ③手洗いの実施を中心とし、移動に関する感染対策にも取り組む。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染と飛沫感染のそれぞれについて、職員や利用者等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討する。
- (3) 職員、カウンセラー（ボランティアリーダー）等の事業に係るすべての人に対して、感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す。
- (4) 幼児、児童を対象とする活動に関しては、文部科学省初等中等教育健康教育・食育課が5月13日に各教育委員会等に送付した「教育活動の再開等に関するQ&A」の内容を踏まえ、その中で4月に発表された専門家会議の「子どもは地域において感染拡大の役割をほとんど果たしていない」という表現も参考にしたものである。
- (5) 新型コロナウイルス感染症から回復した職員や関係者が、差別されるなどの人権侵害を受けることのないよう、職員等を指導し、円滑な社会復帰のための十分な配慮を行う。

3、具体的なリスクと感染防止対策

(1) 事業計画におけるリスクと対策

- ① 3密を避けることを踏まえた事業計画を作成する。項目は以下である。

【実施場所】

事務局の所在地である新宿区及び東京都のコロナウイルス感染拡大予防に関する対応を順守した上で事業計画を作成する。また、県外への移動が必要な事業は目的地の行政の方針に従うこととする。

屋外での活動の場合は利用施設（都立公園、青少年施設等）の方針に従い、事業計画を作成する。

屋内での活動の場合は、3密対策を確保できる施設を利用する。

【参加者数】

対象年齢により、定員数を変える必要がある。また、幼児、小学生対象である場合は小グループに分けることを工夫する。

【実施時間】

実施場所、時間帯や季節により、実施時間を検討する。また、実施時間については長期間、外出を自粛していることや運動不足等も考えられるので、再開当初は通常の活動時間よりも短い時間を設定をする。個々人の運動能力や体力を予測して事業計画を作成する。

【移動手段】

公共交通機関を利用する場合は地域の感染状況や一般客の利用状態を検討して利用を決定する。貸切バス利用の場合は参加者のみの空間利用になるので事前の健康調査、定期的な換気と座席の利用を工夫する。

【実施内容】

実施場所、参加者人数を加味して、3密状態を回避する。内容を計画する。

② 事業規模の設定

当面の間は総数最大50名を越えない数を定員とする

③ 実施日までの感染予防対策案を作成する。項目は以下である。

【参加者との連絡方法】

連絡方法は電話やメールでの申込方法をとる。問い合わせもメール等で行う。また申込書類や参加のしおり等も極力、HPからのダウンロードを利用し、参加者への郵送物を削減し、接触感染の機会を少なくする。

【参加者の健康状態の把握の方法】

参加者には実施日までの2週間における健康状態の異常の有無、感染者、及び濃厚接触者との接触の疑いがないことを確認するとともに実施日前の3日間の健康状態（体温、睡眠時間、食欲、排便、体調）を記入したチェックシートを回収する。

【感染者との接触の有無による参加取消の了承の事前承認】

参加申込日にそれまでの感染者、及び濃厚接触者との接触情報を確認するとともに、実施日までに接触の疑いが確認された場合には、主催者側が参加の取消を求めることが可能であることの了承を得る

④ 実施日までの職員、関係者の健康状態の管理体制を作成する。特に幼児、児童対象の場合は参加者同士の感染よりも職員、関係者の大人からの感染の可能性が大きいので、特に強化することが望ましい。項目は以下である。

【職員、カウンセラーの健康状態のチェック内容】

実施日2週間の風邪等の症状の有無と参加者同様に3日前からの健康状態のチェックシートを作成し回収する。風邪等の症状がある場合は活動への参加を中止し、感染症のガイドラインに従う。

⑤ 日帰り活動、宿泊活動における必要な備品類の消毒を行う。宿泊事業の場合に施設を利用する場合は受け入れ施設の指示に従い事前準備を行う。

(2) 事業実施におけるリスクと対策

感染防止の3つの基本である「身体的距離の確保（最低1m）に努める」「マスクの着用（屋外の活動では必須ではない）」「手洗い・消毒の実行」を職員、カウンセラー、参加者ともに励行することが基本である。

① 実施日における職員、カウンセラーの健康状態の確認

参加者同様に3日前のチェックシートにより、体温、食欲、体調等の確認を行う。

② 受付場所の感染リスク対策

事業再開当初は受付場所を従来の新宿西口の既定の場所に限らず、活動場所の現地集合、解散も取り入れる。新宿西口受付時は他の迷惑にならない程度のスペースを確保し、参加者が密集にならないように努める。職員、カウンセラーは全員マスクを着用する。

③ 当日の参加者の健康確認

3日前の健康チェックシートの回収と受付時に非接触対応の体温計で検温を行う（事業再開後の決められた期間）。参加者は全員マスクを着用してもらう。

④ 移動に関するリスク対策

現地での集合解散の場合には対策は必要ないが、移動時間は全員がマスクを着用する。電車の利用の際には、1車両に1班だけが乗車し、なるべくすいている車両を選ぶ。乗車後は間隔1mをなるべく確保するように努める。ただし、幼児、小学低学年は転倒の予防を優先する。車内でのグループ活動は当分の間中止する。貸切バス利用の場合は参加者のみの空間となるので、定期的な換気を行うことを重点とし、利用人数を考慮して座席の利用を工夫する。車内でのグループ活動は時間を限定して行う。

大きな声を出すことは避けるが、バス酔い防止のためにも車内レクリエーションは実施する。

⑤ 実施場所のリスク対策（3密対策）

【屋外】

活動内容に応じてマスクの着用を決定する。グループ活動を行う場合には必ず着用する。また、子ども同士の感染よりも大人からの感染のリスクが高いと考えられるので大人はマスクを常に着用することを原則とする。人と人の接触に関しては緊急事態宣言時の保育や学童保育等での対応を参考に可能な範囲で認めるが、原則、なるべく控え、最低1mの間隔を維持するように努める。

備品類を共有する場合はその都度、消毒を実施する。活動の節目では手洗い、消毒を行う。

【室内】

参加者数に応じた空間を使用することが原則である。天候にもよるが、常に換気に努める。原則、大人も参加者も常にマスクを着用する。人と人の接触に関しては野外と同様に、可能な範囲で認めるが、なるべく控える。

使用する備品に関してはその都度、消毒を実施する。活動の節目に手洗い、消毒を行う。

【宿泊活動】

宿泊場所については、宿舎、テントともに定員に対する利用者数を考慮する。安全上の観点から幼児の宿泊に対しては大人が同室するが、参加者との間隔を確保する。テントでは大人は同じテントには宿泊しないことを原則とする。

食事に関しては、マスクを外しての空間となるので、なるべく向かい合いはさげ、間隔を確保する。また、野外炊事等における個人食器は期間中、同じ人が同じ食器を使用することとし、毎回の洗浄もしっかり行う。

入浴に関しては、一度に入浴する人数を考慮するとともに浴室から脱衣場に出る際にしっかり全身をふくことと必ず上着も含めて着替えを行うことを実行する。当然だが、衣服の貸し借りは禁止する。

【プログラム】

プログラム内容に応じて、3密も含め、飛沫感染や接触感染のリスクに対応することを考慮して、実施する。

⑥ 事業実施中に体調不良者が出た場合の対応策の作成

発熱や風邪等の症状が出た場合は、他の参加者と隔離し、保護者と連絡を取り、活動場所までのお迎えを要請し、引き取ってもらう。帰宅後の体調を経過観察していただき、もし、感染の疑いが出た場合は必ず、事務局への連絡をお願いする。その場合は判定が出るまで、他の参加者、関係者に自宅待機を要請する。

⑦ 事業終了時の職員、参加者の健康状態の確認方法と帰宅後の症状発症した場合の連絡の依頼
活動終了時に全員検温を行い、体調不良の有無を確認する。帰宅後、体調不良が発生した場合は必ず事務局への連絡を依頼し、判定が出るまで他の参加者、関係者の自宅待機を要請する。

⑧ 事業実施中の中止判断基準を作成

事業実施中に、急な発熱、呼吸困難症状が出た場合は、事業を中止し、患者の手当て、診療の手配をするとともに各家庭に予定変更を伝え、お迎えの依頼をする。判定が出るまで自宅待機を要請する。

(3) 事業実施後の対策

- ① 事業に使用した備品等の洗浄、消毒を行う。
- ② 職員、カウンセラーの使用した赤ベストを毎回、洗濯する。
- ③ 参加者、職員及びカウンセラーへ活動後の体調の変化の有無の確認をする。

※ 今後も随時、各業種別ガイドラインを参考にし、必要な対策を実施する。

業種別ガイドライン一覧

https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline_20200514.pdf